



## 税理士による、安心生前贈与

相続対策には、生前贈与が効果的です。生前に財産を子や孫に贈与し、相続税の課税対象となる財産額が少なくなると、相続税の負担が軽減されます。

しかし、生前贈与を考えたものの、贈与手続って意外と面倒…

贈与を行う場合には、一般的に

- 毎年、贈与契約書を作成する
- 贈与する方の預金口座から贈与を受ける方の口座へ振り込む
- 免税点以上の贈与があるときには、贈与税確定申告を行うなどの手続を行う必要があります。

### よくある失敗例③

- ちゃんと贈与の記録を残してあげれば良かった…☹  
贈与の記録を残しておかないと、贈与した人の相続の際に相続税が課税される場合があります。
- 贈与することを忘れた…☹  
贈与税の非課税枠は年間最大110万円で、翌年に繰り越はできません。

ご家族への生前贈与が簡単・確実に行えます。

### 1. 簡単

贈与契約書の作成などの、面倒な贈与手続は不要。

### 2. 確実

贈与取引の記録が残ります。複数の方への贈与や複数年にわたる贈与などの場合も安心です。

### 3. 便利

毎年当事務所からお知らせしますので、贈与の機会を忘れることはありません。また、贈与を受けた方の残高を当事務所から贈与した方にお知らせしますので、次回以降の贈与の参考になります。



### ◇生前贈与の管理手数料



#### 【基本料】

受贈者(贈与を受ける人)おひとりに付き、年18,000円

\* 税務署からの問い合わせ対応、贈与契約書作成、税務相談、贈与記録保管、受贈者への通知代行を含みます。

#### 【オプション】

1. 贈与税申告書作成(年110万円を超える贈与の場合)  
20,000円から
2. 現金以外(土地など)の贈与  
別途ご相談
3. 通帳、銀行印の保護お預かりサービス  
月1,000円

\* 上記金額には別途消費税が発生します。



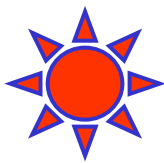
## タワマン節税

2020年東京オリンピックに向けて、首都圏ではタワーマンション建設ラッシュ。ここ沖縄でもタワーマンションを購入する、あるいは購入を検討されている方が急増しているそうです。実際、不動産業者から、「タワーマンションを購入すると相続税の節税になりますよ」と言われ、当事務所に相談に来られる方もおられます。いわゆる「タワマン節税」として、相続税節税の観点からタワーマンションが脚光を浴びているのもまた事実です。いったい、タワーマンションが相続税の節税になるとはどういうことでしょうか。

タワマン節税を一言でいえば、一般的に土地よりも建物の相続税評価額が低いことを利用して相続財産を組み替える、かなり基本的な節税と言えます。タワーマンションは区分所有権の内、比較的土地の占める割合が少ないので、相続税評価額が低く算出されるわけです。

しかし、単純に節税目的で資産を現預金、土地等からタワーマンションに変えるとしたら要注意です。現金、預金、土地はインフレ、デフレ、地価の変動等の値動きはありますが、物理的な減価はしません。しかし、建物は時の経過によって通常は減価します。また、賃貸にした場合のリスク、実際に住むにあたっての住み心地(住戸に占めるエレベーターの数等)等を第一に考えて購入するのが建物ではないでしょうか。

相続財産は時価で評価します(相続税法第22条)。時価の定義は、国税庁の「財産評価基本通達」が基準となっています。タワマン節税の根拠もこの財産評価基本通達にあるわけです。しかし、あくまでも通達ということもあり、法律以上に規定変更リスクがあることも考えると、将来的に現在の節税効果が期待できると言い切ることはできません。過度なタワマン節税が横行した時点で、国税庁は新しい通達を発付する可能性もあります(もともと、あくまでも通達であった場合、裁判で時価の定義を論点にして争うことも可能です)。



## 太陽光の減価償却計算、間違えていませんか？

太陽光発電設備を設置し、余剰電力を売電するケースが増えてきました。表題の場合の売電収入に係る所得区分は「雑所得」に該当します。

雑所得計算で重要な経費が、減価償却費。17年の耐用年数で計算し、それを全額経費で落としているケースが散見されますが、経費で落とせる部分は売電した部分だけである点に注意。つまり、減価償却費＝取得価額×売電した電力量／総発電量、となります。

誤った金額が比較的少額であれば、数年間まとまったところで税務署から問い合わせがあるかもしれません。

### ウチの全量売電は雑所得？事業所得？

太陽光で発電した電力を、個人が全量売

電した時の所得区分について、国税庁のHPには「事業として行われている場合を除き、雑所得に該当すると考えられます」と記載されています。しかし、「事業として行われている場合」とはどのような場合か、については特に説明はありません。「不親切だなあ…」と思われる方もおられるかもしれませんが、そもそも国税庁には、法律の解釈について明確に定義する義務はありません。納税者が自己責任で法律を理解し、税務当局ともし争いになったら裁判所で決着をつける、というのが我が国のルールです。中学生？高校生？のときに社会科の授業で習った「三権分立」がそれです。

ところで、全量売電の所得区分については、仮に事業所得でないと、グリーン投資減税制度（発電設備の即時償却や税金を一部返してくれる税額控除）が使えなくなってしまう。なぜなら、グリーン投資減税は事業所得の計算の仕方だからです。

太陽光発電の音頭をとっている役所は、資源エネルギー庁です。税金が太陽光発電普及の足かせになっては堪らないということでしょうか、先般資源エネルギー庁のHPに事業所得の「目安」を公表しました。それによると、出力50kw以上の場合には事業所得、50kw未満の場合でも「一定の管理をしている場合」は事業所得と思われる、ということです。一定の管理については、施設の周辺にフェンス等を設置しているとか除草をしているとかなどいくつかの基準が記載されています。

太陽光発電について、当職は「こういう場合が事業所得です」という説明を関与先にするとときに、「汗を流したら事業ですよ」（事実認定）と説明しています。税務当局に対して、この汗（事実）をどのように関与先に有利な方向で認めさせるか（認定）、これが個々の税理士の腕の見せ所といえるでしょう。



## 税理士が署名押印した税務書類は信用力が高い！

ほとんどの税務書類には、税理士の署名押印欄があります。その税務書類を作成した代理人をはっきりさせることが法の趣旨なのですが、税理士としては、「専門家の見地から、この申告書は適正ですよ」というメッセージを関係者にお伝えする意思をもって署名押印しています。

では、署名押印された申告書等が結果的に間違っていた、違法だった場合はどうなるのでしょうか。

一つの例としては、依頼した税理士の手違いにより計算誤りや脱税が指摘され、必要以上の納税を行うことになった場合、税理士が責任を負うことがあります。

その理由は、税理士は引き受けた業務について、職業専門家としての高度な注意義務（善管注意義務）を課せられているからです。裁判になった場合、最近の判例では、税理士の責任をより厳しく問う傾向にあります。

そのような場合、具体的な損害賠償請求額はどれくらいになるのでしょうか。税務調査の結果、追加で支払った税金（追徴税額）は、本来依頼人が負担すべき税額ですので、税理士が責任を負う場合、一般的には加算税と延滞税（税務署等に支払う罰金）が損害賠償請求の対象になります。

依頼人からの損害賠償リスクに備え、最近では、保険に加入している税理士も多いです（当事務所でも税理士職業賠償責任保険に加入しています）。

それでは、依頼人が税理士に売り上げを隠したり、架空経費を報告したりした場合はどうでしょうか。いわゆる脱税ですね。

依頼人が故意に売上金額を減らしたり、架空の経費を出したりした場合、税理士がどこまで事実を把握できるのか。そもそも税理士には依頼人に対して情報収集に関する強制力がないので難しいでしょう。したがってこの場合、原則として、税理士が損害賠償義務を負うことはないと考えられます。

但し、知っていても黙認、誰が見ても明らかに脱税の事実が明確、あるいは、税理士だったら見抜けるよね、といったレベルを見逃していた場合には今度は税理士法違反となり、その結果税理士は業務停止、最悪の場合は資格が剥奪されます。

依頼人との間で締結する業務委託契約書には、税理士からの契約解除条項がありますが、わかり易く言えば、「私の助言を聞き入れてくれないなら、私にも火の粉がかかってくるので、あなたとはお別れさせていただきます」ということです。

ちなみに、金融機関が頻繁に貸付先の顧問税理士が変わることを嫌うのは、税理士が危ない顧客から離れている、と想像するからだそうです。当然のことながら、税理士には守秘義務がありますので、「離れた」理由を第三者に語ることは通常ありません。

## 税務調査の対象になりやすい法人

当事務所の経験では、次のような法人が比較的税務調査を受けていると考えられます。ご参考にして早めの準備を！

- ◇設立以来未調査で売上規模の比較的大きな法人
- ◇全国展開を行っている法人（サービス業、風俗、飲食業）
- ◇申告書の数字が不自然、整理されていない法人
- ◇投書・匿名による情報提供がある法人
- ◇過去における調査結果より継続管理法人（不正常習、調査非協力等）
- ◇個人事業者からの法人成り（個人的費用の付け込みの可能性）
- ◇代表者借入金あるいは貸付金が多額な法人
- ◇貸倒損失がある法人
- ◇期末に多額の未払金、仮勘定がある法人
- ◇業務委託費・外注費が多額な法人
- ◇多額の消費税還付法人



### わたなべ税理士事務所

沖縄県名護市宮里 1-28-11  
TEL:0980-43-0901  
FAX:0980-43-0902  
営業：9時～19時（水9～12時）  
日曜祝定休  
URL: tax-okinawa.com  
発行：2014年11月1日 vol.04